

備二第1219号  
総第859号  
務第831号  
生総第586号  
地第484号  
刑総第1005号  
交企第773号  
備総第797号  
令和元年10月15日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察国民保護計画の制定について（通達）

岐阜県警察における国民保護計画については、「岐阜県警察国民保護警備基本計画」（平成19年1月24日付け備二第50号ほか。以下「旧計画」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、緊急事態等における岐阜県警察の初動措置に関する訓令（令和元年岐阜県警察訓令第6号）を制定したことに伴い、旧計画の見直しを図り、新たに別添のとおり「岐阜県警察国民保護計画」を制定し、令和元年10月15日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧計画は廃止する。

# 岐阜県警察国民保護計画

岐阜県警察本部

令和元年10月

## 用語の定義

### 1 法令

用語	定義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）

### 2 計画等

用語	定義
国民の保護に関する基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ定める国民の保護に関する基本指針で、平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定されたものをいう。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法等に関し、国民の保護に関する基本指針（市町村にあっては都道府県国民保護計画）に基づき定める国民の保護に関する計画をいう。

### 3 武力攻撃等

用語	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃や緊急対処事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
特定武力攻撃災害	著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害であって、特別措置を講ずることが特に必要と認められる武力攻撃災害として政令で指定するものをいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
NBC攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Cheical weapons)による攻撃をいう。
ゲリラ	不正規軍の要員をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射性汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。

#### 4 関係機関

用語	定義
指定行政機関	武力攻撃事態等への対処のための主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。

#### 5 避難、救援、武力攻撃災害への対処等

用語	定義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、内閣総理大臣が安全保障会議に諮ったうえで閣議決定により定める、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするための措置をいう。
武力攻撃事態等対策本部	対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置するものをいう。
都道府県国民保護対策本部	国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行うため、内閣総理大臣から都道府県国民保護対策本部を設置すべきとの指定の通知を受けた都道府県知事が設置するものをいう。
市町村国民保護対策本部	国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行うため、内閣総理大臣から市町村国民保護対策本部を設置すべきとの指定の通知を受けた市町村長が設置するものをいう。
警報	武力攻撃事態等対策本部の長が、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときに発令する警報をいう。
避難措置の指示	武力攻撃事態等対策本部の長が、警報を発令した場合で住民の避難が必要なときに、関係都道府県知事に対して行う住民の避難に関する措置を講ずべき旨の指示をいう。
避難の指示	武力攻撃事態等対策本部の長から避難措置の指示を受けた都道府県知事が、関係市町村長を経由して住民（滞在者を含む。以下同じ。）に対して行う避難すべき旨の指示をいう。
避難実施要領	避難の指示があったときに、市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法等に関して定める要領をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。

武力攻撃災害緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、都道府県知事が発令する通報をいう。
生活関連等施設	次のいずれかに該当する施設で国民保護法施行令で定めるものをいう。 1 発電所、ガス発生設備、浄水施設など国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 2 ダム及び危険物の貯蔵施設などその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
危険物質等	引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で国民保護法施行令で定めるものをいう。
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報をいう。
現地調整所	現場に到着した関係機関が、原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整等現場における連携した対応を可能とするために設置するものをいう。
緊急処理事態対処方針	緊急処理事態に至ったときに、内閣総理大臣が閣議決定により定める、緊急処理事態に関する対処方針をいう。
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が、緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするために緊急処理事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置をいう。
国民保護措置等	武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置をいう。
緊急処理事態対策本部	緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該緊急処理事態対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置するものをいう。
都道府県緊急処理事態対策本部	緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事務を行うため、内閣総理大臣から都道府県緊急処理事態対策本部を設置すべきとの指定の通知を受けた都道府県知事が設置するものをいう。
市町村緊急処理事態対策本部	緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事務を行うため、内閣総理大臣から市町村緊急処理事態対策本部を設置すべきとの指定の通知を受けた市町村長が設置するものをいう。

## 目 次

### 第1 総則

#### 1 計画の目的等

- (1) 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 2 想定する事態の類型等

- (1) 武力攻撃事態の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 緊急対処事態の事態例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 3 警察庁長官の指揮への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

#### 4 配意すべき事項

- (1) 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 国民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 関係機関との連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 国民の協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (6) 高齢者、障がい者等への配意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (7) 安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (8) 対策本部長による総合調整等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2 武力攻撃事態等への平素の準備

#### 1 組織・体制の整備等

- (1) 連絡・招集体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 警察署における国民保護警備活動要領の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 情報通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 情報収集・提供等の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 教養訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 装備資機材の点検・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (8) 施設等の点検・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

#### 2 国民保護措置に関する平素からの備え

- (1) 避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 搜索、救助等に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 生活関連等施設に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 交通の管理に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

#### 3 国民保護措置に関する啓発等

- (1) 国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第3 武力攻撃事態等発生時の措置等

#### 1 体制の確立

(1)	県公安委員会の開催	6
(2)	初動体制の迅速な確立	6
(3)	関係機関相互の連携	7
(4)	重大事案が突然発生した場合の措置	8
2	避難に係る措置	
(1)	警報及び避難の指示に係る措置	8
(2)	避難住民の誘導	9
(3)	避難所等における安全確保等	10
3	救援に係る措置	
(1)	救援の実施	10
(2)	安否情報の提供	10
4	武力攻撃災害への対処に係る措置	
(1)	武力攻撃災害の兆候等に係る措置	11
(2)	緊急通報の内容の伝達	11
(3)	事前措置	11
(4)	退避の指示	11
(5)	応急公用負担等	11
(6)	警戒区域の設定	11
(7)	生活関連等施設の安全確保等	12
(8)	NBC攻撃等による災害への対処	13
(9)	被災者の救助活動	14
(10)	被災者の救助等への協力要請	14
5	交通規制等	
(1)	交通状況の把握	14
(2)	緊急交通路の確保	14
(3)	交通規制区域等の周知	15
(4)	緊急交通路確保に伴う措置	15
(5)	関係機関との連携	15
6	その他の措置	
(1)	被災情報の収集及び報告	15
(2)	広報活動及び報道対応	15
(3)	情報通信の機能の回復	16
(4)	応急の復旧	16
(5)	特殊標章等の交付等	16
(6)	漂流物等の処理の特例	16
(7)	特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等	16
第4	緊急対処事態への対処	16

## 第1 総則

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

この計画は、緊急事態等における岐阜県警察の初動措置に関する訓令（令和元年岐阜県警察訓令第6号。以下「訓令」という。）に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民（本邦にある外国人を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産を保護するための警察活動を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

#### (2) 計画の見直し

この計画は、国民保護に関する基本指針、国家公安委員会・警察庁国民保護計画、岐阜県国民保護計画の変更や、国民保護措置等に係る研究成果、新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、必要の都度見直しを行う。

### 2 想定する事態の類型等

武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定類型・事態例は、以下のとおりである。

#### (1) 武力攻撃事態の類型

- ア 着上陸侵攻
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 弾道ミサイル攻撃
- エ 航空攻撃

#### (2) 緊急対処事態の事態例

##### ア 攻撃対象施設等による分類

###### (ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- ダムの破壊

###### (イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

##### イ 攻撃手段による分類

###### (ア) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- 水源地に対する毒素等の混入

###### (イ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- 弾道ミサイル等の飛来



### 3 警察庁長官の指揮への対応

岐阜県警察（以下「県警察」という。）は、国民保護措置等に関して、警察庁長官から指揮を受けた場合には、所要の措置を講ずる。

### 4 配意すべき事項

県警察は、以下の事項に配意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は当該国民保護措置等を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合には、当該手続に関する文書について、保存期間の延長や安全な場所での確実な保管などに配慮する。

#### (3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等又は緊急対処事態においては、国民保護措置等の実施状況、被災情報等に関する正確な情報を適時かつ適切に国民に提供するよう努める。

#### (4) 関係機関との連携協力の確保

岐阜県知事（以下「知事」という。）、市町村長等から、国民保護措置等の実施に関する要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

また平素から、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互の連携体制、協力体制の確保及び整備に努める。

#### (5) 国民の協力の確保

国民に対する国民保護措置等についての啓発、ボランティア団体との連携などにより、国民の自発的な協力が得られるよう努める。

#### (6) 高齢者、障がい者等への配意

警報、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）等の情報伝達、避難誘導、救援等においては、高齢者、障がい者など、特に配慮を要する者の保護に留意する。

#### (7) 安全の確保

国民保護措置等の実施に当たっては、その内容に応じ、実施に当たる職員等の安全の確保に配慮する。

#### (8) 対策本部長による総合調整等への対応

ア 対策本部長による総合調整への対応

国民保護措置に関し、武力攻撃事態等対策本部の長（以下「対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、必要に応じ、総合調整の結果に基づく所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

#### イ 県対策本部長による総合調整等への対応

当県における国民保護措置等に関し、岐阜県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）の長若しくは岐阜県緊急処理事態対策本部の長による総合調整が行われ、又はこれらの者から必要な措置を講ずるよう求められた場合には、その趣旨を尊重し、必要と考える措置を講ずる。

## 第2 武力攻撃事態等への平素の準備

### 1 組織・体制の整備等

#### (1) 連絡・招集体制の整備等

県警察は、武力攻撃事態等において的確かつ迅速に国民保護措置を実施するための体制及び職員の招集・参集に係る必要な事項（職員の招集・参集基準、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集等）を定める。この場合、交通機関の途絶や道路の損壊等を想定した自転車、徒歩等の代替手段など考えられる事態への対応方法等についても検討する。

#### (2) 警察署における国民保護警備活動要領の作成

警察署長は、この計画に基づき、警察署における国民保護警備活動要領を定めるとともに、情勢の変化に応じ、随時その見直しを行う。

#### (3) 関係機関との連携体制の整備

県警察は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、自衛隊、消防機関等の関係機関との連携体制を構築する。

#### (4) 情報通信の確保

県警察は、次に掲げる事項に配意し、情報通信を確保する。

##### ア 関係機関との連携

武力攻撃災害発生時における通信の円滑な運用を図るため、中部管区警察局岐阜県情報通信部（以下「情報通信部」という。）、関係省庁や電気通信事業者等で構成された東海地方非常通信協議会その他の関係機関と連携して通信の確保に関する対策の推進を図る。

##### イ 非常通信体制の整備

武力攻撃災害発生時においても通信が途絶することがないように、非常用電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行う。

##### ウ 通信訓練の実施

武力攻撃災害の発生に備え、県、消防機関その他の関係機関と連携し、武力攻撃事態等を想定した通信訓練を定期的実施するように努める。

##### エ システム構成の二重化等

武力攻撃災害により、情報管理機能に被害を受けた場合においても、その機能の回復が速やかに行えるよう、システム構成の二重化、重要データのバックアップを行う。

(5) 情報収集・提供等の体制の整備

県警察は、次に掲げる事項に配意し、情報収集・提供等の体制を整備する。

ア 情報提供等のための体制の整備

国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。

イ 情報伝達経路の多重化等

武力攻撃災害により、通信手段に被害を受けた場合においても、消防機関等の関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努める。

ウ 画像情報の収集・連絡システムの整備

被災情報や交通状況について、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備に努める。

(6) 教養訓練の実施

ア 県警察による教養訓練の実施

県警察は、次に掲げる事項に配意し、教養訓練を実施する。

(ア) 実戦的訓練等の実施

武力攻撃事態等を想定した実戦的訓練（招集・参集訓練、情報伝達訓練、避難誘導訓練等）及び消防機関等の関係機関との共同訓練を実施する。

また、職員に対して部内の情報連絡要領や他機関からの情報収集等武力攻撃事態等における活動手順について教養を行う。

(イ) 人材の育成

国民保護措置の円滑な実施を図るため、人材の育成に努める。

(ウ) 訓練における留意事項

訓練に際しては、消防機関等の関係機関との連携を図ることにより、武力攻撃事態等における共同対処能力の向上を図る。この場合、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

イ 訓練に伴う通行制限措置

県警察は、訓練を実施するに当たり、特に必要があると認めるときは、岐阜県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）への所要の申請を通じて、標示の設置又は警察官による指示により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(7) 装備資機材の点検・整備

県警察は、国民保護措置の実施及びNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害に対処するために必要な装備資機材の点検・整備に努める。

(8) 施設等の点検・整備

県警察は、警察署等の警察施設に関し、武力攻撃事態等発生時において応急対策の拠点となるという重要性を考慮し、管理する施設及び設備の点検・整備に努める。

2 国民保護措置に関する平素からの備え

県警察は、次に掲げる事項に配意し、平素から国民保護措置の実施に備える。

(1) 避難に関する基本的事項

ア 市町村との協力体制の構築

市町村が住民に対して行う警報の内容、避難の指示の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

イ 避難実施要領のパターン作成の支援

市町村が避難実施要領の基礎となるパターンを作成するに当たり、緊密な意見交換を行うとともに、避難経路の選定などについて必要な助言を行う。

その際、高齢者、障害がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に積雪の多い地域における積雪時の避難方法）、観光客や昼間人口の存在等について配慮する。

ウ 自衛隊施設の周辺における配意事項

航空自衛隊岐阜基地（各務原市）周辺地域における住民の避難については、自衛隊車両等の移動のための交通路を確保する必要があることに配慮し、自衛隊と密接な連携を図る。

(2) 捜索、救助等に関する基本的事項

武力攻撃事態等において直ちに被災者の捜索、救助等必要な活動を行うことができるよう、広域緊急援助隊、機動隊等による実戦的な訓練を実施し、態勢を整備するとともに、装備資機材の充実に努める。

(3) 生活関連等施設に関する基本的事項

ア 名称、所在地等の把握

知事から提供される生活関連等施設に関する情報を参考に、生活関連等施設の名称、所在地等について把握する。

イ 管理者対策

知事と協力して、生活関連等施設の管理者に対して所管省庁が定めた施設の安全確保の留意点を周知させるように努める。

また、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

(4) 交通の管理に関する基本的事項

ア 広域交通管理体制の整備

武力攻撃事態等における広域的な交通管理のための体制及び防災型信号機、可変式規制標識等の交通管制システムの整備を図る。

#### イ 道路管理者との連携

道路管理者と緊密に連携し、道路利用者に対し、交通規制状況等に関する情報を積極的に提供できるようにする。

#### ウ 確保すべき道路の把握

武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路について、あらかじめ把握する。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、避難住民及び緊急物資の代替輸送手段の確保に努める。

#### エ 必要な道路を確保するための準備

武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を作成する。

#### オ 緊急通行車両に係る確認手続等

武力攻撃事態等における緊急通行車両の確認に係る手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

### 3 国民保護措置に関する啓発等

県警察は、次に掲げる事項に配意し、国民保護措置に関する啓発等を行う。

#### (1) 国民保護措置に関する啓発

武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の最小化を図るため、住民に対し、広報誌、パンフレット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行う。

#### (2) 住民がとるべき行動等に関する啓発

##### ア 住民がとるべき対処等の啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の警察官、市町村長、消防吏員に対する通報義務や国民保護措置の実施に関する自発的な意思による協力等について、様々な機会を通じて啓発に努める。

##### イ 運転者のとるべき措置の周知徹底

各種警察活動を通じ、自然災害時の措置に準じて、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（規制区間外への車両の移動、車両の道路左側への停止、交通情報の入手、警察官の指示に従うこと等）について、周知を図る。

## 第3 武力攻撃事態等発生時の措置等

### 1 体制の確立

#### (1) 県公安委員会の開催

岐阜県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、武力攻撃事態等に至ったときは、事態の推移に応じた適切な国民保護措置が行われるよう、岐阜県公安委員会運営規則（平成13年岐阜県公安委員会規則第2号）第5条の規定に基づき会議の開催を請求するものとする。

#### (2) 初動体制の迅速な確立

警察本部長及び警察署長は、初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期した

め、事態の推移に応じ、必要な警備体制を検討し、体制を確立する。

ア 県警備本部等

岐阜県警察本部（以下「警察本部」という。）における警備体制は、訓令の定めにより、甲号警備本部又は乙号警備本部若しくは県警備対策室（以下「警備対策室」という。）とし、その設置の基準は次による。

(ア) 甲号警備本部

国内で武力攻撃又は武力攻撃に準ずる攻撃が発生し、若しくはこれらの攻撃が差し迫っている事態に至った場合及び国内で武力攻撃又は武力攻撃に準ずる攻撃が発生する旨の情報を入手した場合その他具体的な兆候が認められる場合には、警察本部に甲号警備本部を設置する。

甲号警備本部の構成及び任務は、別表 1 のとおりとする。

(イ) 乙号警備本部

国内で武力攻撃又は武力攻撃に準ずる攻撃が発生する旨の情報を入手した場合で切迫した状態に至らない場合には、警察本部に乙号警備本部を設置する。

乙号警備本部の構成及び任務は、別表 2 のとおりとする。

(ウ) 警備対策室

我が国に対する武力攻撃又は武力攻撃に準ずる攻撃に至る可能性のある挑発行為等があった場合で、警察本部長が県警察としても情報収集体制を強化する必要があると認めた場合には、警察本部に警備対策室を設置する。

警備対策室の構成及び任務は、別表 3 のとおりとする。

イ 警察署警備本部等

警察署長は、警察本部における県警備本部等の設置に準じて、警察署に署警備本部又は署警備対策室を設置する。

ウ 警備部隊

(ア) 県警備本部警備部隊

県警備本部を設置したときは、警備本部長は訓令の定めにより、必要な警備部隊を編成する。

なお、県警備本部警備部隊の編成及び任務は、別表 4 及び別表第 5 のとおりとする。

(イ) 署警備本部警備部隊

署警備本部を設置したときは、署警備本部長は県警備本部警備部隊の編成及び任務に準じて必要な警備部隊を編成する。

(3) 関係機関相互の連携

ア 県及び市町村との連携

警察本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等において、県及び市町村に対し、必要な情報を連絡するなど、緊密な連携を図るとともに、必要により県対策本部及び市町村国民保護対策本部へ連絡員を派遣する。

#### イ 現地調整所への職員の派遣

警察署長は、武力攻撃災害が発生した場合、被害の軽減及び現地において措置に当たる者の安全を確保するため、現場における関係機関（県、市町村、消防機関、自衛隊、医療機関等）との活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所に職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、特に必要があると認められる場合は、警察本部長が職員を現地調整所に派遣し、調整を行う。

#### ウ 援助の要求

警察本部長は、事態の態様、規模、被害状況等により、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条第 1 項の規定等に基づき警察庁又は他の都道府県警察の援助の要求が必要と認める場合には、直ちに県公安委員会に報告し、所要の手続を行う。

#### (4) 重大事案が突然発生した場合の措置

県警察は、航空機の墜落、列車の爆発等により多数の死傷者が発生するなどの重大事案が突然発生した場合には、速やかに体制を確立し、情報の収集・分析を行うとともに、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づく避難等の措置、警戒区域の設定、救出・救助等の応急措置により、被害の最小化を図る。この場合、市町村長への通知等所要の手続を講ずるとともに、市町村等関係機関との連携を図る。

その後、国による武力攻撃事態等の認定が行われた場合には、国民保護法その他の法令に基づく所要の措置を講ずる。

## 2 避難に係る措置

#### (1) 警報及び避難の指示に係る措置

##### ア 住民に対する警報の内容の伝達

県警察は、警報の通知を受けたときは、市町村と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機や標示を活用するなどして、その内容を的確かつ迅速に住民に伝達するよう努める。

##### イ 住民に対する避難の指示の内容の伝達

県警察は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、その内容を的確かつ迅速に住民に伝達するよう努めるとともに、警察庁に当該内容を、速やかに報告する。

##### ウ 避難の指示に係る調整等

県警察は、知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し自家用車等を交通手段として示す場合において、必要な意見を述べる。

また、都道府県の区域を越える避難の場合には、関係都道府県知事による避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加する。

## (2) 避難住民の誘導

### ア 避難実施要領の作成の支援

県警察は、市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、避難経路や交通規制等について、必要な意見を述べる。

### イ 円滑な避難住民の誘導のための措置

県警察は、自らの判断で避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集等を行うほか、市町村長又は知事からの要請により必要と考える措置を講ずる。

### ウ 市町村長との協議等

警察署長は、警察官による避難住民の誘導を行おうとするときは、関係市町村長と協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

### エ 避難住民の誘導における関係機関との連携

県警察は、避難住民の誘導等を行うに際しては、地方公共団体、自衛隊等との間で適切な任務分担を行うとともに、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努める。

### オ 未然に危険を防止するための警告等

警察官は、避難住民を誘導する場合において、避難に伴う混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他の関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。特に必要があるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずる。

### カ ヘリコプター等による輸送支援

県警察は、病院、障がい者福祉施設等自ら避難することが困難な者が滞っている施設において、施設の管理者及び市町村だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合には、ヘリコプター等による輸送支援を行う。

### キ 留置施設の収容者の避難誘導

警察署長は、武力攻撃災害の発生等により、留置施設の収容者を警察署の留置施設内に留めることが危険であると判断した場合には、移送先を選定し、護送体制をとった上で、留置施設の収容者の避難誘導を適切に行う。

### ク 道路等の利用に関する指針の策定に対する必要な意見

県警察は、対策本部長が特定公共施設利用法の規定に基づき道路等の利用に関する指針を定めるに当たり、必要な意見を述べる。

### ケ 避難住民の誘導への協力要請

警察官は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。この場合、住民の意思を尊重するとともに、当該協力をする者の安全の



確保に十分配慮する。

(3) 避難所等における安全確保等

県警察は、関係機関・団体と連携して、要避難地域、避難先地域等におけるパトロールや避難所等の定期的な巡回、生活の安全に関する情報の提供等を行うとともに、多数の者が利用する施設等の管理者に対し、必要な要請を行うなどして、住民や当該施設の安全の確保、犯罪の予防及び取締り、住民の不安軽減等に努める。

3 救援に係る措置

県警察は、次に掲げる事項に配意し、救援に係る措置を講ずる。

(1) 救援の実施

ア 搜索、救出活動等

(ア) 搜索及び救出活動

交番、駐在所、パトカー等の勤務員に被災情報の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の搜索及び救出活動に当たらせる。

(イ) 搜索及び救出を実施する者の安全確保

搜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県や消防機関等の関係機関と十分な連携を図る。

イ 救護班の緊急輸送等への配慮

医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合には、パトカーでの先導、緊急通行車両の確認に係る標章及び証明書（以下「緊急通行車両標章等」という。）の交付等特段の配慮を行う。

ウ 死者の身元確認、遺族等への遺体の引渡し等

地方公共団体及び医療機関と協力し、死者の身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(2) 安否情報の提供

ア 地方公共団体の長への提供

保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。この場合、原則として、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に対して安否情報を提供するものとし、当該住民の住所地が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努める。

イ 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意するとともに、その管理を徹底する。

#### 4 武力攻撃災害への対処に係る措置

##### (1) 武力攻撃災害の兆候等に係る措置

県警察は、武力攻撃災害の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに、警察庁に報告するとともに、市町村長及び知事に通報する。

##### (2) 緊急通報の内容の伝達

県警察は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、その内容を的確かつ迅速に住民に伝達するよう努めるとともに、警察庁に当該内容を、速やかに報告する。

##### (3) 事前措置

警察署長は、市町村長又は知事から要請があった場合には、危険物の入った大量のドラム缶など武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の占有者などに対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を指示する。

当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長へ通知する。

##### (4) 退避の指示

###### ア 警察官による退避の指示

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者からの要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避を指示することができる。この場合、必要に応じ退避先を指示することができる。

当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長へ通知する。

###### イ 退避の指示に伴う措置

県警察は、市町村長、知事又は警察官による退避の指示が行われた場合には、交通規制等必要な措置を講ずる。

##### (5) 応急公用負担等

警察官は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるために緊急の必要がある場合において、市町村長若しくは知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者からの要請があったときは、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用又は収用、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に支障となるものの除去等必要な措置を講ずることができる。

当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知するなど所要の措置を講ずる。

##### (6) 警戒区域の設定

###### ア 警察官による警戒区域の設定

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命若しくは身体に対する危険を防止するため、市町村長若しくは知事

による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者からの要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、関係者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

イ 警戒区域の設定に伴う措置

県警察は、市町村長、知事又は警察官による警戒区域の設定が行われた場合には、交通規制等必要な措置を講ずる。

(7) 生活関連等施設の安全確保等

ア 生活関連等施設の安全確保

(ア) 生活関連等施設の状況の把握

県警察は、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等と連携し、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(イ) 生活関連等施設の管理者等に対する支援

県警察は、生活関連等施設の管理者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等からの求めに応じ、又は施設の周辺の状況や治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、指導、助言、警察官の派遣等生活関連等施設の安全の確保のために必要な支援を行うよう努める。

(ウ) 立入制限区域の指定

県警察は、武力攻撃事態等において、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を、速やかに、生活関連等施設の管理者に通知するほか、県の公報への掲載、報道発表等により住民に周知させる。この場合の立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、必要があると考えられる区域とし、状況に応じてその範囲を変更する。警察官は、立入制限区域が指定された場合には、許可を得た者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合において、可能な限りロープや標示の設置等により、その範囲、期間等を明らかにするよう努める。

イ 生活関連等施設の管理者等の安全確保

県警察は、警察庁又は知事が生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のために必要な措置を要請する場合には、関係機関と連携して、当該管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保に必要な情報を随時提供することなどにより、当該管理者及び当該施設に

従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

ウ 危険物質等の管理者等の安全確保

県警察は、警察庁又は地方公共団体の長が危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、その管理に係る危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合には、関係機関と連携して、危険物質等の管理者等の安全の確保に十分に配慮する。

エ 県警察が管理する危険物質等保管施設の安全確保

県警察は、自ら管理する拳銃庫、弾薬庫その他の危険物質等を保管する施設については、速やかに、警備の強化等安全の確保の措置を講ずる。

(8) NBC攻撃等による災害への対処

ア 初期的措置の実施

県警察は、NBC攻撃等による汚染が生じた場合には、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等の初期的措置を行う。特に、化学物質による汚染の場合には、原因物質の特定、除染活動等に努める。

イ 汚染拡大防止の措置

警察本部長は、知事から協力の要請を受けた場合に、汚染の拡大を防止するため、特に必要と認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- (イ) 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- (ウ) 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- (エ) 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- (オ) 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- (カ) 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

この場合、(ア)から(エ)までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、当該措置の内容など所要の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該措置の名あて人に通知する。また、(オ)及び(カ)に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に当該措置の内容など所要の事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、現場警察官の指示をもって代える。

ウ 土地等への立入り

警察本部長は、知事から協力の要請を受け、汚染の拡大を防止する場合で、必要があると認めるときは、あらかじめ所有者等に通知し、職員を他人の土地、建物その他の工作物等に立入らせることができる。この場合、土地等に立ち入る職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(9) 被災者の救助活動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に部隊等を出動させ、消防機関等との連携の下に救助活動を行う。

(10) 被災者の救助等への協力要請

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その実施に必要な援助について自発的な協力を要請することができる。この場合、当該協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

## 5 交通規制等

(1) 交通状況の把握

県警察は、武力攻撃事態等において、現場臨場した警察官、関係機関からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき（国家公安委員会から県公安委員会へ指示があったときを含む。）は、県公安委員会への所要のを通じ、速やかに、区域等を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限して、緊急交通路を確保する。

緊急交通路の確保に当たっては、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施に配慮して行うとともに、対策本部長により特定公共施設利用法の規定に基づく道路の利用に関する指針が定められた場合には、それを踏まえ適切に行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要がある場合には、関係する都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

イ 交通規制の手続等

交通規制を行うときは、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示を設置し、又は現場警察官の指示により、これを行うとともに、必要事項を道路管理者及び関係する都道府県公安委員会に通知する。

また、被災状況や国民保護措置の状況に応じ、緊急通行車両について確認を行い、緊急通行車両標章等を交付する。

(3) 交通規制区域等の周知

県警察は、武力攻撃事態等において、交通規制を行ったとき（隣接又は近接する県における交通規制の場合も含む。）は、道路管理者と協力し、直ちに、住民に交通規制区域等を周知させる措置をとる。

(4) 緊急交通路確保に伴う措置

県警察は、次に掲げる事項に配意し、緊急交通路を確保する。

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

イ 運転者等に対する措置命令

交通規制区域等において緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要と認められる場合には、車両その他の物件の所有者等に対し、移動その他の必要な措置命令を行うことができる。

ウ 放置車両の撤去等

イの場合で、所有者等が措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないときは、自ら必要な措置をとることができる。

エ 緊急通行車両の先導等

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて警察車両による先導等を行う。

(5) 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

## 6 その他の措置

(1) 被災情報の収集及び報告

県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を被災情報の収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等を活用して情報収集を行う。収集した情報については、県対策本部に連絡するとともに、速やかに、警察庁に報告する。

(2) 広報活動及び報道対応

県警察は、次に掲げる事項に配意し、広報活動及び報道対応に努める。

ア 正確かつ積極的な広報

被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置き、正確かつ積極的な広報に努める。また、広報内容については、関係機関と情報交換を行うよう努める。

イ 報道対応

報道機関への対応については、報道機関の果たす公共的な使命を認識した上で、報道体制を樹立し、迅速かつ的確に対応する。この際、武力攻撃災害の概

要、交通規制、連絡体制その他の必要と認められる事項について説明するとともに、必要により協定を結ぶなど協力要請を行う。

(3) 情報通信の機能の回復

県警察は、情報通信部等と連携して、武力攻撃災害発生直後から通信を確保するため、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図る。

(4) 応急の復旧

県警察は、武力攻撃災害発生後できる限り速やかに、自ら管理する施設及び設備の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(5) 特殊標章等の交付等

警察本部長は、別に定める基準・手続等に基づき、次に示す職員等に対し、これらの者又はこれらの者が行う職務、場所等を識別させるため、特殊標章及び身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員

イ 警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(6) 漂流物等の処理の特例

警察署長は、水難救護法（明治32年法律第95号）第29条第1項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、市町村長に引き渡すことなく、自ら保管することができる。この場合、水難救護法第2章の規定により公告等を行う。

(7) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

県警察は、武力攻撃災害が、著しく異常かつ激甚であって、特定武力攻撃災害として、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置が講じられた場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置等適用された措置に適切に対応する。

#### 第4 緊急対処事態への対処

県警察は、緊急対処事態においては、第2及び第3に規定する事項に準じた措置を実施する。この場合において「国民保護措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、「武力攻撃事態等」とあるのは「緊急対処事態」と、「武力攻撃」とあるのは「緊急対処事態における攻撃」と、「武力攻撃災害」とあるのは「緊急対処事態における災害」と、「緊急通報」とあるのは「緊急対処事態における災害に係る緊急通報」と、「対策本部長」とあるのは「政府」と、「県対策本部」とあるのは「岐阜県緊急対処事態対策本部」と、「都道府県国民保護対策本部」とあるのは「都道府県緊急対処事態対策本部」と、「市町村国民保護対策本部」とあるのは「市町村緊急対処事態対策本部」と読み替える。

緊急対処事態においては、この計画に定める事項のほか、当該事態を終結させるた

めにその推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意する。

附 則（令和元年10月15日付け備二第1219号ほか）

この計画は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和4年3月15日付け備二第257号）

この計画は、令和4年4月1日から施行する。